

愛知県賃貸住宅供給促進計画有識者懇談会開催要綱

愛知県賃貸住宅供給促進計画有識者懇談会委員名簿

(目的)
 第1条 愛知県内の住宅確保要配慮者の居住の安定の確保に関する「愛知県賃貸住宅供給促進計画」の策定に当たり、専門的見地から意見を聞くため、愛知県賃貸住宅供給促進計画有識者懇談会（以下「懇談会」という。）を開催する。

(五十音順・敬称略)

氏名	所属	分野
後藤 澄江	日本福祉大学社会福祉学部社会福祉学科教授 【座長】	住宅確保要配慮者
小松 尚	名古屋大学大学院環境学研究科都市環境学専攻准教授	地域・まちづくり
松山 明	中部大学工学部建築学科准教授	公営住宅

(懇談会)
 第2条 懇談会は、別表に掲げる委員により構成する。

(座長)
 第3条 懇談会には座長を置く。

- 座長は懇談会を統括し、懇談会の進行にあたる。
- 座長は必要に応じ、別表に掲げる委員以外の者の参加を求めることができる。

(懇談会の公開等)
 第4条 懇談会は原則として公開するものとする。ただし、懇談会の内容に愛知県情報公開条例（平成12年愛知県条例第19号）第7条に規定する不開示情報が含まれる等の場合であって、公開に支障があると座長が判断した場合は、この限りではない。

- 懇談会を公開する場合の傍聴方法等については、別途定める「愛知県賃貸住宅供給促進計画有識者懇談会の傍聴に関する要領」によるものとする。
- 懇談会の議事録及び資料は、5年間保存するものとする。

(開催期間)
 第5条 懇談会は、平成30年度に開催する。

(庶務)
 第6条 懇談会の庶務は、愛知県建設部建築局住宅計画課において処理する。

(その他)
 第7条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、必要に応じて別に定める。

(附則)
 この要綱は、平成30年7月20日から施行する。